【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

（第六十六条の五　削除）

（改正前）

第六十六条の五　割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第六十六条の五　割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（改正前）

第六十六条の五　割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第六十六条の五　割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（改正前）

第六十六条の四　割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第六十六条の四　割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（改正前）

第六十六条　割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第六十六条　割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（改正前）

第六十六条　何人も、政令で定めるところに違反して、割賦販売の方法により有価証券を売付け、又は顧客から予め代金に充てるべき資金を預り若しくは借り受けておき後に有価証券を売付けることを営業としてはならない。但し、当該資金を顧客のために信託会社に信託する場合は、この限りでない。

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第六十六条　何人も、政令で定めるところに違反して、割賦販売の方法により有価証券を売付け、又は顧客から予め代金に充てるべき資金を預り若しくは借り受けておき後に有価証券を売付けることを営業としてはならない。但し、当該資金を顧客のために信託会社に信託する場合は、この限りでない。

（改正前）

第六十六条　何人も、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、割賦販売の方法により有価証券を売付け、又は顧客から予め代金に充てるべき資金を預り若しくは借り受けておき後に有価証券を売付けることを営業としてはならない。但し、当該資金を顧客のために信託会社に信託する場合は、この限りでない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第六十六条　何人も、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、割賦販売の方法により有価証券を売付け、又は顧客から予め代金に充てるべき資金を預り若しくは借り受けておき後に有価証券を売付けることを営業としてはならない。但し、当該資金を顧客のために信託会社に信託する場合は、この限りでない。